

労働保険（労災保険・雇用保険）事務手続きの代行

労働保険事務組合とは、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

当事務組合（宮古島商工会議所）では、労働保険の複雑な事務の代行をしています。

ハローワークや監督署に行く時間がない、人手不足で事務処理を軽減したいなど労働保険の事務にお困りでしたら、当事務組合をぜひご利用ください。

事務委託した場合のメリット

◆労災保険の特別加入ができる

通常では労災保険の対象とならない事業主や役員、家事従事者等も特別に加入することができます。

※一人親方等の特別加入は、取り扱っておりませんのでご了承ください。

労災保険の
特別加入

◆年3回の分割納付ができる

通常では一括払いの保険料を、金額にかかわらず年3回に分けて納付することができます。

年3回の
分割納付

◆事務負担の軽減になる

当組合が事業主の代わりに、ハローワークや監督署へ手続きや保険料等の申告・納付を行いますので、事務の手間が大幅に省けます。

事務負担の
軽減

事務委託手続きに必要な書類

◆個人事業所

- ・営業許可証、確定申告書第一表、税務署への開業届いずれか
- ・事業主の身分が確認できるもの（運転免許証・住民票等）
- ・所在地の確認ができるもの（公共料金領収書等）
- ・事業所のゴム印
- ・事業主名義の通帳、通帳印
- ・従業員の採用・入社日が確認できるもの（賃金台帳・出勤簿・タイムカード・雇用通知書）

◆法人事業所

- ・登記簿謄本（コピー）※90日以内発行
- ・所在地の確認ができるもの（公共料金領収書等）
- ・事業所のゴム印
- ・代表者印、通帳、通帳印
- ・従業員の採用・入社日が確認できるもの（賃金台帳・出勤簿・タイムカード・雇用通知書）

事務委託手数料

委託組合員の 規模	年間手数料		委託組合員の 規模	年間手数料	
	一元	二元		一元	二元
5名以下	10,000	8,000	16名～20名	28,000	18,000
6名～10名	13,000	9,500	21名以上	43,000	23,000
11名～15名	23,000	13,000			

※従業員30名以上の委託組合員は従業員1名増すごとに年間3,150円を徴収する。
※一元 ... 一般業種の雇用保険・労災保険
※二元 ... 建設業（現場・事務）等の雇用保険